

サービス利用書

初回・紹介・継続

認定済・申請中

本サービス利用者は、契約書第 1 条第 2 項に基づき、ご契約者に対して実施する具体的なサービス内容（短期入所生活介護計画を含む）やお支払いいただく利用料金等について定めたものです。

サービス利用者名	殿	生年月日	年	月	日	住所			
居宅サービス計画作成者氏名	(所属)		(連絡先)						
居宅サービス計画作成 (変更) 日	年	月	日	初回居宅サービス計画作成日	年	月	日		
短期入所生活介護計画作成者氏名	(所属)		(連絡先)						
短期入所生活介護計画作成 (変更) 日	年	月	日	初回短期入所生活介護計画作成日	年	月	日		
要介護認定日	年	月	日	認定の有効期間	年	月	日 ~ 年	月	日

短期入所生活介護利用予定期間	〇〇年 〇月 〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇〇日 (〇〇日間) 〇〇年 月 日 ~ 〇〇年 月 日 (日間) 〇〇年 □月 □日 ~ 〇〇年 □月 □□日 (□□日間)
要介護状態区分	要 支 援 ・ 要 介 護 度 1 ・ 要 介 護 度 2 ・ 要 介 護 度 3 ・ 要 介 護 度 4 ・ 要 介 護 度 5
利用者及び家族の介護に対する意向	
介護認定審査会意見	
総合的な援助の方針 (長期目標)	

「短期入所生活介護計画」

個々の事業者の定める「短期入所生活介護計画」を添付して下さい。

[illegible]

< 短期入所生活介護サービスの実施内容（日課表） >

（例）サービス利用者名

殿

	共通サービス	主な担当者	個別サービス	主な担当者	主な日常生活上の活動	共通サービスの例
4:00						食事介助 朝食 昼食 夕食 入浴介助（月・水曜日） 清拭介助 洗面介助 口腔清潔介助 整容介助 更衣介助 排泄介助 水分補給介助 体位交換
6:00	洗面、更衣、整容介助	○○				
8:00	食事介助(朝食)	○○	服薬介助	○○		
10:00	レクリエーション	●●、○○				
12:00	入浴介助（月・水曜日）	□□、				
	食事介助(昼食)	○○	服薬介助	○○		
14:00	レクリエーション	●●、○○				
16:00			機能訓練（火、木曜日）			
18:00	食事介助(夕食)	▲▲	服薬介助	▲▲		
20:00	更衣介助	▲▲				
22:00						
24:00	巡視	▲▲				
2:00	巡視	▲▲				
随時実施するサービス	○排泄介助 ○生活環境の整備					

その他のサービス

- 理容・美容（月1回：利用日は掲示板に掲示します。）
- 貴重品の管理
- 通院介助

< 介護經過 >

サービス利用者名 殿

短期入所生活介護計画作成者氏名

[illegible]

< サービス利用料金 >

1. 介護保険給付対象サービス

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（1日あたり）

ご本人の要介護度			○		
1. 要介護度別サービス 利用料金	要介護度 1 ○○○○円	要介護度 2 ○○○○円	要介護度 3 ○○○○円	要介護度 4 ○○○○円	要介護度 5 ○○○○円
2. うち、介護保険から 給付される金額	円	円	円	円	円
3. 自己負担額合計 （1 - 2）	○○○円	○○○円	○○○円	○○○円	○○○円

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

（注：ただし、短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなる旨明記）

ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記2.参照）

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

2. 介護保険給付対象外サービス

ご利用サービス	利用料金
○食材料費	○○円/日
○理容サービス	○○円/回
○複写物の交付	○○円/枚

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

3. 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

4．利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- 利用開始予定日に利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

1日あたりの利用料金の○%（自己負担相当額）

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。
- ご契約書がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

＜サービス利用に際しての特記事項＞

[illegible]